

# 北海道感染症危機管理対策本部会議

## 第 1 0 回 本 部 員 会 議

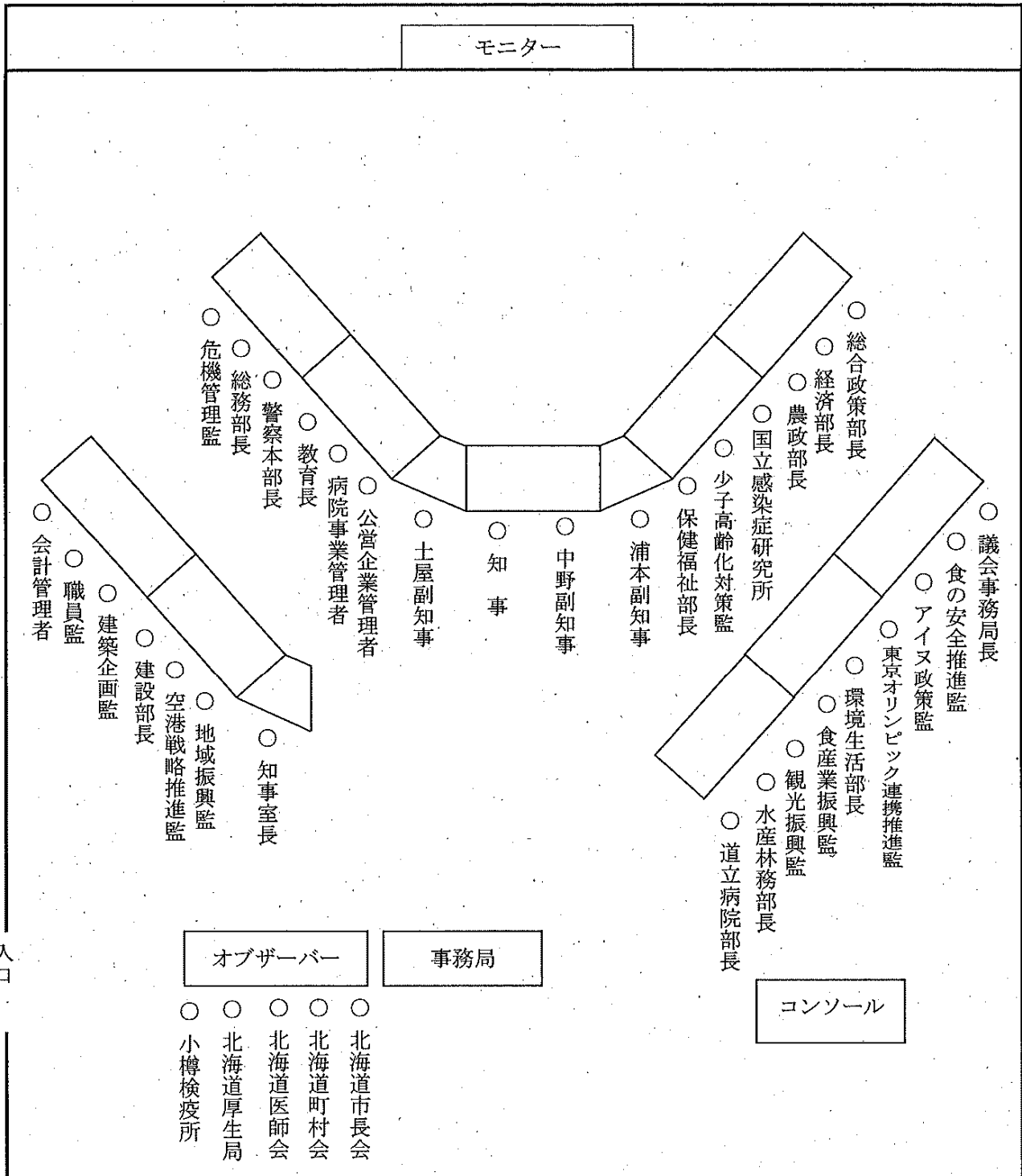
日時：令和2年3月10日（火）19：00～

場所：本庁3階テレビ会議室

- 1 開 会
- 2 状況報告
- 3 今後の対応
- 4 対策指示 ～ 知事
- 5 閉 会

# 北海道感染症危機管理対策本部 配席図

本庁3階テレビ会議室  
令和2年(2020年)3月10日(火)  
19:00~



## 第10回 北海道感染症危機管理対策本部会議出席者名簿

日時:令和2年3月10日(火)19時00分

場所:本庁3階 テレビ会議室

(本部員)

所 属	職 名	氏 名
北海道(本部長) (副本部長) (副本部長) (副本部長)	知 事	鈴 木 直 道
	副 知 事	浦 本 元 人
	副 知 事	土 屋 俊 亮
	副 知 事	中 野 祐 介
総務部	部 長	佐 藤 敏
	職 員 監	松 浦 英 則
	危 機 管 理 監	佐 々 木 誠 也
総合政策部	部 長	黒 田 敏 之
	知 事 室 長	濱 坂 真 一
	地 域 振 興 監	松 浦 豊
	空 港 戦 略 推 進 監	豊 島 厚 二
環境生活部	部 長	築 地 原 康 志
	東京オリンピック連携推進監	阪 正 寛
	ア イ ヌ 政 策 監	長 橋 聡
保健福祉部(総合調整員)	部 長	橋 本 彰 人
	少 子 高 齢 化 対 策 監	粟 井 是 臣
経済部	部 長	倉 本 博 史
	観光振興監兼保健福祉部参与	三 瓶 徹
	食 産 業 振 興 監	甲 谷 恵
農政部	部 長	小 田 原 輝 和
	食 の 安 全 推 進 監	大 西 秀 典
水産林務部	部 長	中 田 克 哉
建設部	部 長	小 林 敏 克
	建 築 企 画 監	平 向 邦 夫
出納局	会 計 管 理 者	根 布 谷 禎 一
企業局	北 海 道 公 営 企 業 管 理 者	小 玉 俊 宏
道立病院局	病 院 事 業 管 理 者	鈴 木 信 寛
	道立病院部長兼保健福祉部参与	田 中 宏 之
議会事務局	事 務 局 長	近 藤 晃 司
北海道教育委員会	教 育 局 長	佐 藤 嘉 大
北海道警察本部	本 部 長	山 岸 直 人

(アドバイザー)

所 属	職 名	氏 名
国立感染症研究所	感 染 症 疫 学 セ ン タ ー 第 一 室 官 医 師 ・ 主 任 研 究 官	山 岸 拓 也

(オブザーバー)

所 属	職 名	氏 名
厚生労働省北海道厚生局	局 長	桑 島 昭 文
小樽検疫所	所 長	辻 村 正 信
札幌市保健福祉局 保健所	医 務 監	矢 野 公 一
旭川市保健所	健 康 推 進 課 係 長	渡 部 千 枝
函館市保健所	所 長	山 田 隆 良
一般社団法人北海道医師会	事 務 局 長	安 達 督
北海道市長会	事 務 局 長	吉 澤 政 昭
北海道町村会	事 務 局 長	山 内 康 弘
東京事務所	所 長	森 隆 司
総合振興局(振興局)	各局長(代理含)	

# 新型コロナウイルス感染症について

保健福祉部 (R2. 3. 10)

## 1 発生の状況

(1) 道内の発生状況及び検査の状況

別紙のとおり

(2) 国内の発生状況 (厚生労働省発表)

3月9日12時までに確認されている患者は438名 (※)

(※) その他49名の無症状病原体保有者が確認されている。

また、3月5日現在、クルーズ船に対する検疫により、696人について陽性確認。

## 2 国の対応

(1) 着実な検疫の実施及び強化 (全ての航空便において質問票の配布、機内アナウンスの拡大、健康カードの配布等の強化)

(2) 国内における感染拡大防止に向けた対策の強化 (地方自治体、医療機関と連携、地方衛生研究所での検査)

(3) 国民への情報提供 (宿泊施設への周知、国民向けQ & A)

(4) 2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症 (感染症法第6条) 及び検疫感染症 (検疫法第2条第3項) に指定

(5) 2月1日、都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置指示。

(6) 2月9日、地方衛生研究所における検疫業務 (クルーズ船) に関連する検査への協力依頼

(7) 2月12日、新型コロナウイルス感染症に関する流行地域に浙江省を追加

(8) 2月13日、無症状病原体保有者の入院を措置対象へ追加

(9) 2月15日、都道府県に対し「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」の更なる充実について依頼。

(10) 2月17日、都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、感染症に関する行政検査の対象者を取りまとめた旨通知。

(11) 2月17日、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について公表。

(12) 2月18日、無症状病原体保有者の退院及び就業制限の取扱いを変更。

(13) 2月20日、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表

(14) 2月20日、職場における拡大防止に向けた取り組みについて、経済団体に要請。

(15) 2月24日、専門家会議見解 (「ここ1~2週間が瀬戸際」)

(16) 2月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定

(17) 2月25日、厚生労働省にクラスター対策班を立ち上げ、国立感染症研究所の専門家チームを北海道に派遣 (3名)。

(18) 2月27日、釧路市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣 (2名)

(19) 2月27日、第15回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、首相が全国全ての小学校、中学校、高校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業とすることを要請。

(20) 2月28日、当本部の感染症対策チームから北見市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣 (2名) するとともに、その後任として、北海道に追加派遣 (1名)。

- (21) 2月29日、総理緊急記者会見で臨時休校の趣旨説明、所得減少に伴う助成金制度創設などの今年度予備費2,700億円を活用した緊急対応策第2弾のとりまとめを表明。
- (22) 3月1日、第16回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、道内の感染者の広がりが見える市町村住民へのマスク配布のため、国民生活緊急安定措置法に基づくメーカーに対するマスクの国への売り渡しを表明。
- (23) 3月2日、専門家会議見解（「この一両日で明らかになったこと」、「北海道で実施すべき対策」）
- (24) 3月3日、保健師を北海道に派遣（2名）
- (25) 3月3日、厚生労働省が国民生活緊急安定措置法に基づきメーカーに対し、マスクの売渡しを指示。中富良野町及び北見市への優先配布を表明。（3月5日より配布）
- (26) 3月5日、政府水際対策を強化（航空便の到着空港を成田、関空に制限、中国・韓国からの入国者の2週間の留め置き）を表明。（3月9日より適用）
- (27) 3月9日、専門家会議見解（「一定程度持ちこたえている」、「北海道の対策の効果」）

### 3 道の対応（保健福祉部）

- (1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知。指定感染症としての届出基準、検査対応等について順次周知徹底。
- (2) 新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制整備（1月30日から検査可能）
- (3) 道民等の皆様への情報提供、注意喚起
  - (ア) ホームページ等により道民の皆様への情報提供  
Q & A、休日夜間の電話対応開始  
道民向けのリーフレット（相談・受診の目安）を作成
  - (イ) 多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊技施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼。  
1月22日、宿泊施設、関係団体等（宿泊者への対応等）、外国人相談センター  
1月23日、観光関係団体等  
1月30日、宿泊施設、観光関係団体等（衛生管理等）  
1月30日、交通事業者への衛生管理徹底  
2月10日、宿泊施設等関係団体、観光関係団体（帰国者・接触者相談センターの周知等）
  - (ウ) 保健所等による相談対応  
1月30日 休日・夜間の電話対応の開始
- (4) 1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出
- (5) 関係会議の開催状況
 

1月23日	庁議	
1月24日	緊急保健所長会議	
1月24日	感染症危機管理対策本部幹事会開催	
1月28日	"	本部設置、第1回本部会議開催
1月31日	"	第2回本部会議開催
1月31日	緊急保健所長会議	
2月7日	感染症危機管理対策本部	第3回本部会議開催
2月14日	"	第4回本部会議開催
2月19日	"	第5回本部会議開催
2月21日	"	第6回本部会議開催

2月25日	〃	第7回本部会議開催
2月28日	〃	第8回本部会議開催
3月 3日	〃	第9回本部会議開催
3月10日	〃	第10回本部会議開催

- (6) 2月 7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置、「帰国者・接触者外来」の整備
- (7) 2月25日、保健福祉部長をチーム長とする「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置。＜5班体制：総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班）また、知事による要請のもと、厚生労働省から国立感染症研究所の専門家チームの派遣を受ける。
- (8) 2月26日、知事名で「新型コロナウイルス感染症に対応した学校の臨時休業等の要請について」を発出。
- (9) 2月28日、知事から「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を発表、週末（2月29日、3月1日）の外出を控えることを呼びかけ。
- (10) 2月29日、知事から総理に対し「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を提出。
- (11) 3月1日、知事から3月2日以降、「換気が悪く人が大勢集まる場所には行かないこと」、「風邪気味の方は自宅で休んでいただくこと」などについてメッセージ発出。
- (12) 3月2日、本庁の「帰国者・接触者相談センター」の相談時間を24時間化。
- (13) 3月4日、前日までの検査数、陽性者の内訳（死亡、退院、治療中）のホームページでの公表開始。
- (14) 3月4日、北見保健所でPCR検査を開始。  
 （※旭川市においても、旭川市保健所でPCR検査を開始）
- (15) 3月4日、知事から週末（3月8日、9日）の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (16) 3月9日、衛生研究所のPCR検査機器増設（1日80人→140人）。※道全体で180人（道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10）

## 新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

No.	確定日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
1	1/28	40代	女性	中国武漢市	濃厚接触者を特定し健康観察終了
2	2/14	50代	男性	札幌市	札幌市公表中
3	2/18	40代	男性	札幌市 (単身赴任者)	No.5 札幌市公表中
4	2/19	60代	男性	渡島総合振興局管内 (七飯町)	No.12 濃厚接触者を特定し健康観察終了
5	2/19	40代	男性	札幌市	No.3 札幌市公表中
6	2/21	10歳未満	男性	上川総合振興局管内 (中富良野町)	No.7 濃厚接触者を特定し健康観察終了
7	2/21	10代	男性	上川総合振興局管内 (中富良野町)	No.6 濃厚接触者を特定し健康観察終了
8	2/21	40代	女性	石狩振興局管内 (千歳市)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
9	2/22	70代	女性	胆振総合振興局管内	No.24 濃厚接触者を特定し健康観察中
10	2/22	80代	男性	渡島総合振興局管内 (知内町) 2/27死亡	No.54 濃厚接触者を特定し健康観察中
11	2/22	70代	男性	上川総合振興局管内 (旭川市)	No.20 旭川市公表中
12	2/22	50代	女性	渡島総合振興局管内 (函館市)	No.4 調査中
13	2/22	60代	男性	渡島総合振興局管内 (函館市)	調査中
14	2/22	50代	女性	根室振興局管内 (根室市)	濃厚接触者を特定し健康観察中
15	2/22	10代	女性	胆振総合振興局管内	No.25 濃厚接触者を特定し健康観察中
16	2/22	50代	女性	石狩振興局管内 (江別市)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
17	2/22	50代	男性	オホーツク総合振興局管内 (北見市)	No.29,43 調査中
18	2/22	70代	男性	札幌市	No.27 札幌市公表中
19	2/23	30代	男性	上川総合振興局管内 (旭川市)	旭川市公表中
20	2/23	60代	女性	上川総合振興局管内 (旭川市)	No.11 旭川市公表中
21	2/23	20代	男性	上川総合振興局管内 (美瑛町)	No.32 濃厚接触者を特定し健康観察中
22	2/23	70代	男性	上川総合振興局管内 (愛別町)	濃厚接触者を特定し健康観察中
23	2/23	30代	女性	釧路総合振興局管内 (釧路市)	濃厚接触者を特定し健康観察中

## 新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

No.	確定日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
24	2/23	80代	男性	胆振総合振興局管内	No.9 濃厚接触者を特定し健康観察中
25	2/23	40代	女性	胆振総合振興局管内	No.15 濃厚接触者を特定し健康観察中
26	2/23	20代	女性	石狩振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察中
27	2/24	70代	女性	札幌市	No.18,31 札幌市公表中
28	2/24	50代	男性	札幌市	No.40,41,43,72 札幌市公表中
29	2/24	20代	女性	オホーツク総合振興局管内	No.17の男性 調査中
30	2/24	50代	男性	石狩振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察中
31	2/25	60代	女性	札幌市	No.27 札幌市公表中
32	2/25	60代	男性	上川総合振興局管内 (美瑛町)	No.21 健康観察者0名
33	2/25	20代	男性	オホーツク総合振興局管内	No.43 調査中
34	2/25	20代	女性	上川総合振興局管内 (旭川市)	旭川市公表中
35	2/25	70代	男性	釧路総合振興局管内 2/29死亡	濃厚接触者を特定し健康観察中
36	2/26	70代	女性	日高振興局管内 (新ひだか町)	調査中
37	2/26	70代	女性	日高振興局管内 (新ひだか町)	調査中
38	2/26	高齢者	非公表	渡島総合振興局管内 (函館市) 2/25死亡	調査中
39	2/25	40代	男性	大阪府	札幌市公表中
40	2/27	50代	男性	札幌市	No.28,43 札幌市公表中
41	2/27	50代	男性	札幌市	No.28、43 調査中
42	2/27	30代	男性	オホーツク総合振興局管内	No.75 調査中
43	2/27	70代	男性	オホーツク総合振興局管内	No.17,28,33,40,41 調査中
44	2/27	60代	男性	釧路総合振興局管内 (厚岸町)	濃厚接触者を特定し健康観察中
45	2/27	40代	男性	釧路総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察中



## 新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

No.	確定日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
46	2/27	40代	男性	空知総合振興局管内 (滝川市)	91例目 現在調査中
47	2/27	10歳未満	男性	上川総合振興局管内	調査中
48	2/27	30代	男性	オホーツク総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察中
49	2/27	10歳未満	男性	十勝総合振興局管内	調査中
50	2/27	80代	男性	上川総合振興局管内 (美瑛町)	濃厚接触者を特定し健康観察中
51	2/27	30代	男性	檜山振興局管内 (せたな町)	濃厚接触者を特定し健康観察中
52	2/27	80代	男性	檜山振興局管内 (せたな町)	濃厚接触者を特定し健康観察中
53	2/27	60代	男性	渡島総合振興局管内 (八雲町)	濃厚接触者を特定し健康観察中
54	2/27	40代	女性	渡島総合振興局管内 (木古内町)	No.10 濃厚接触者を特定し健康観察中
55	2/28	80代	女性	檜山振興局管内 (せたな町)	濃厚接触者を特定し健康観察中
56	2/28	10歳未満	男性	石狩振興局管内 (千歳市)	濃厚接触者を特定し健康観察中
57	2/28	80代	男性	空知総合振興局管内 (深川市)	濃厚接触者を特定し健康観察中
58	2/28	60代	女性	上川総合振興局管内	調査中
59	2/28	60代	男性	上川総合振興局管内 (中富良野町)	調査中
60	2/28	60代	男性	オホーツク総合振興局管内 (北見市)	92例目 調査中
61	2/28	60代	女性	オホーツク総合振興局管内 (北見市)	調査中
62	2/28	40代	男性	釧路総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察中
63	2/28	70代	男性	釧路総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察中
64	2/28	60代	女性	札幌市	札幌市公表中
65	2/28	60代	男性	札幌市	札幌市公表中
66	2/28	60代	男性	札幌市	札幌市公表中

## 新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

No.	確定日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
67	2/29	90代	女性	胆振総合振興局管内 (苫小牧市)	濃厚接触者を特定し健康観察中
68	2/28	60代	女性	札幌市	札幌市公表中
69	2/28	30代	女性	札幌市	No.77,106 札幌市公表中
70	2/29	20代	女性	札幌市	No.78, 79 札幌市公表中
71	3/1	20代	女性	石狩振興局管内 (江別市)	濃厚接触者を特定し健康観察中
72	3/1	40代	男性	オホーツク総合振興局管内 (北見市)	No.28 調査中
73	3/2	60代	男性	オホーツク総合振興局管内 (北見市)	濃厚接触者を特定し健康観察中
74	3/2	60代	男性	オホーツク総合振興局管内 (北見市)	濃厚接触者を特定し健康観察中
75	3/2	50代	男性	オホーツク総合振興局管内	No.42 濃厚接触者を特定し健康観察中
76	3/2	40代	女性	上川総合振興局管内 (旭川市)	旭川市公表中
77	3/1	50代	男性	札幌市	No.69 札幌市公表中
78	3/3	30代	女性	札幌市	No.70 札幌市公表中
79	3/3	60代	女性	札幌市	No.70,84,85,97,98 札幌市公表中
80	3/4	50代	男性	オホーツク総合振興局管内 (北見市)	濃厚接触者を特定し健康観察中
81	3/4	60代	男性	上川総合振興局管内 (旭川市)	旭川市公表中
82	3/4	60代	男性	上川総合振興局管内 (旭川市)	旭川市公表中
83	3/4	60代	男性	札幌市	No.96 札幌市公表中
84	3/5	80代	男性	札幌市	No.79 札幌市公表中
85	3/5	20代	女性	札幌市	No.79 札幌市公表中
86	3/5	30代	男性	札幌市	札幌市公表中
87	3/6	70代	男性	石狩振興局管内 (北広島市)	調査中
88	3/6	非公表	女性	石狩振興局管内	No.107,108 調査中

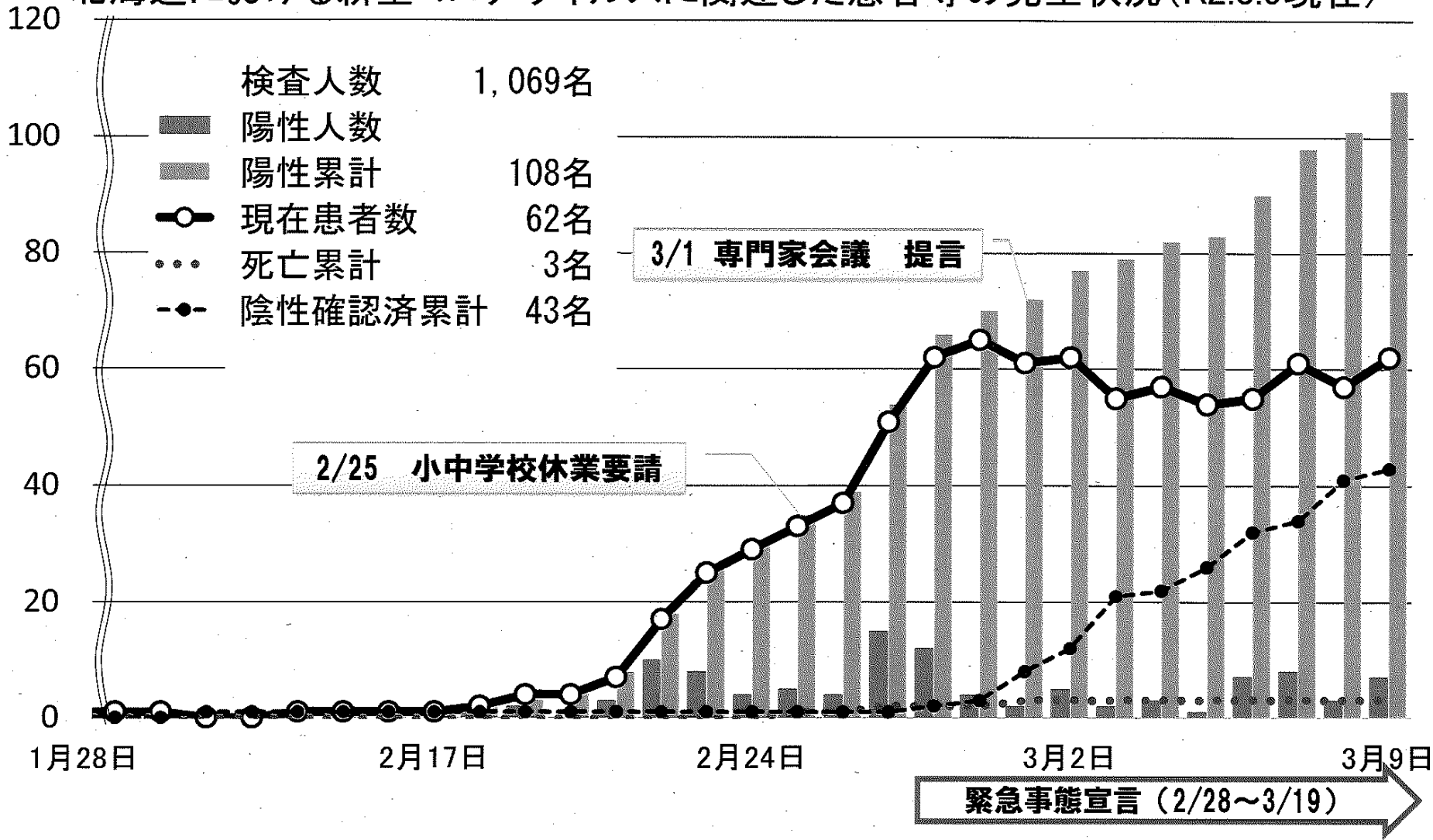
## 新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

No.	確定日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
89	3/6	60代	男性	オホーツク総合振興局管内	調査中
90	3/6	30代	男性	オホーツク総合振興局管内	調査中
91	3/7	40代	女性	空知総合振興局管内 (滝川市)	No.46 調査中
92	3/7	60代	女性	オホーツク総合振興局管内 (北見市)	No.60 調査中
93	3/7	50代	女性	札幌市	札幌市公表中
94	3/7	50代	男性	札幌市	札幌市公表中
95	3/7	70代	男性	札幌市	No.103,105,104 札幌市公表中
96	3/7	60代	女性	札幌市	No.83 札幌市公表中
97	3/7	60代	男性	札幌市	No.79 札幌市公表中
98	3/7	60代	男性	札幌市	No.79 札幌市公表中
99	3/8	60代	男性	空知総合振興局管内 (岩見沢市)	No.100 調査中
100	3/8	70代	女性	空知総合振興局管内 (岩見沢市)	No.99 調査中
101	3/8	70代	男性	上川総合振興局管内 (旭川市)	旭川市公表中
102	3/8	50代	男性	札幌市	札幌市公表中
103	3/8	70代	女性	札幌市	No.95 札幌市公表中
104	3/8	50代	男性	札幌市	No.95 札幌市公表中
105	3/8	50代	女性	札幌市	No.95 札幌市公表中
106	3/8	50代	男性	札幌市	No.69 札幌市公表中
107	3/9	70代	男性	石狩振興局管内	No.88,108 調査中
108	3/9	60代	女性	石狩振興局管内	No.88,107 調査中

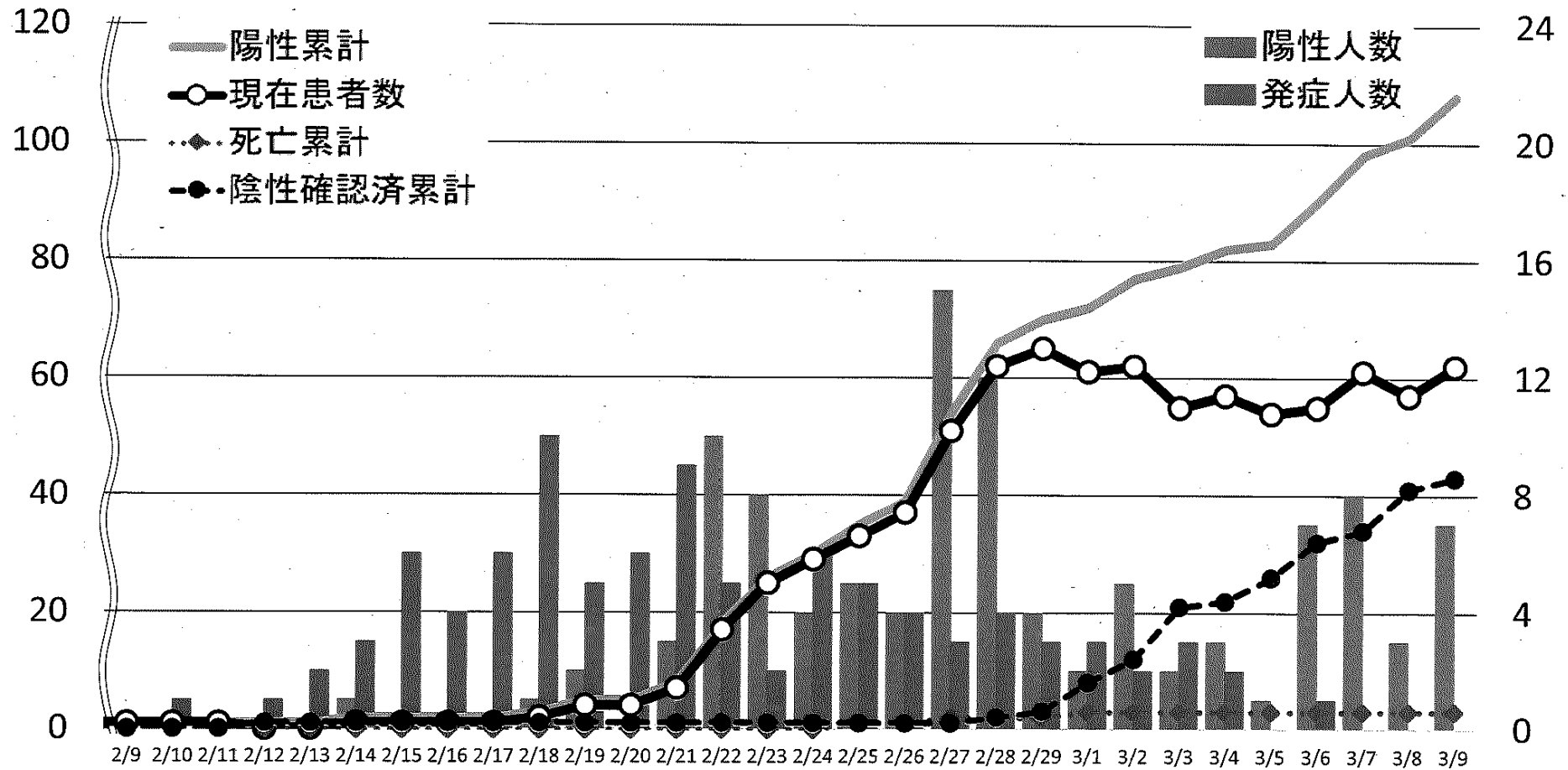
## ■検査及び患者の状況（3月9日現在）

	検査件数	1,069	
1	陽性累計	108	A
2	陰性確認済累計	43	B
3	死亡累計	3	C
4	現在患者数	62	D (A - B - C)

### 北海道における新型コロナウイルスに関連した患者等の発生状況 (R2.3.9現在)



## 北海道における新型コロナウイルスに関連した患者等の発生状況 (R2.3.9現在)



2/25小中学校休業要請

緊急事態宣言 (2/28~3/19)

3/1専門家会議提言

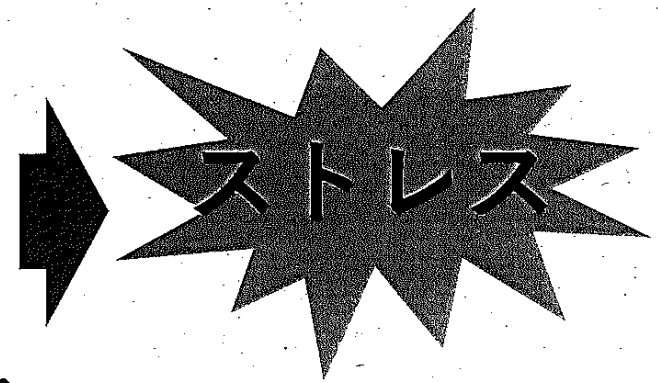
# 分散登校の意義

資料4

## 休業期間の長期化に伴う

### ①子どもの心身のケア

- ・大半の時間を家の中で過ごしている
- ・友だちや先生と会えない



### ②新学期に向けた生活リズムの回復

- ・毎日学校に通うための準備

# 感染予防策

---

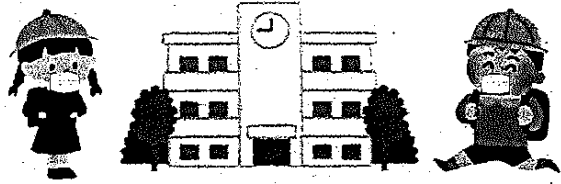
- ◇ 家庭での健康観察、登校時の体温測定による  
ダブルチェック
- ◇ 教職員の健康状態の確認
- ◇ 手指の消毒や手洗いの徹底
- ◇ 会場の十分な換気、清掃、消毒
- ◇ 子どもたちの間隔は2m程度（マスクがない場合）
- ◇ 風邪の症状がある場合は登校させない

# 実施方法

---

- ◇ 学年・学級・地区単位に分散して登校
- ◇ 体育館、地区会館等の公共施設も活用
- ◇ 初回は、感染予防の正しい知識と  
実践方法を指導
- ◇ 当面、週1回60分程度
- ◇ 通常の授業とは異なり、欠席も可





- ・ 学校、地域の集会所
- ・ 時間差で登校
- ・ 学年や学級単位

- ・ 家庭での健康観察、登校時の体温測定
- ・ 手指の消毒、手洗いの徹底
- ・ 子ども同士の接触を避けるため、教職員が誘導



① 感染予防の学習

② 心身のケア

③ 家庭学習のアドバイス



- ・ 十分な換気、清掃、消毒
- ・ 子どもたちの間隔は、2 m程度

## 保護者の皆様へ

現在、本道においては、新型コロナウイルス感染症の拡大が進み、既に100人を超える患者が発生するなど、終息に向けて予断を許さない状況が続いており、あらゆる手段を講じて対策に取り組む必要があります。

こうした中、全道すべての学校に、春休みまでの臨時休業をお願いしておりますが、急な休業であり、また長期に及んでいることで、保護者の皆様には大変な御苦勞や御負担をおかけしております。

また、子どもたちは、日常の活動が大きく制限され、心身のケアも必要になってきていると思えますし、新学期に向け、学校に通うという生活のリズムを、徐々に取り戻していくことも重要と考えています。

このため、徹底した感染予防対策を講じた上で、学年や学級ごとに登校する「分散登校」を実施することといたしました。

具体的な方法については、今後、各市町村教育委員会から、学校の規模や通学の状況等を踏まえお示しすることとなりますが、保護者の皆様におかれましては、趣旨を御理解の上、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

(別添「分散登校の概要について」も御覧ください。)

令和2年3月9日

北海道知事 鈴木直道  
北海道教育委員会教育長 佐藤嘉大

## 分散登校の概要について

新型コロナウイルス感染症に伴う休業期間の長期化に伴い、感染予防の徹底を図りながら、児童生徒の心身のケアと新学期に向けた生活リズムを徐々に整えていくために、学校規模に応じ、学年や学級または地区を単位とする分散型の登校日を設けます。

### 1 感染予防対策

- ・ 家庭での健康観察、登校時の体温測定によるダブルチェック
- ・ 教職員の健康状態の確認
- ・ 手指の消毒、手洗いの徹底
- ・ 会場の十分な換気、清掃、消毒
- ・ 子どもたちの間隔は2 m程度（マスクのない場合）
- ・ 風邪の症状がある場合は登校させない

### 2 実施方法

「症状のない方にとっては、人との接触が少ない活動や手を伸ばして相手に届かない程度の距離をとって会話することは、感染のリスクが低い活動（厚生労働省新型コロナウイルス対策専門家会議の見解）」を踏まえ、以下の方法により、実施する。

- ・ 学年、学級または地区単位に分散して登校
- ・ 体育館、地区の会館等の公共施設も活用
- ・ 当面は、一人週1回60分程度

### 3 内容

- ・ 初回は、感染症予防の正しい知識やその実践方法を指導
- ・ 児童生徒の健康状態の把握
- ・ 家庭学習へのアドバイス

### 4 その他

- ・ 分散登校は、通常の授業とは異なり、子どもの状況や保護者の考えで欠席しても可
- ・ 高等学校は、通学が広範囲にわたることやメール等での一定の指導が可能なこと、特別支援学校は、児童生徒の個別の対応が必要となることから、実施時期を含め別途通知

2020年3月9日

この専門家会議は、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の下、新型コロナウイルス感染症の対策について医学的な見地から助言等を行うために設置されました（令和2年2月14日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）。この見解は、新型コロナウイルス厚生労働省対策本部クラスター対策班が分析した内容に基づき、専門家会議において検討した結果をまとめた見解です。

現在までに明らかになってきた情報をもとに、我々がどのように現状を分析し、どのような内容について政府に助言をしているかについて、市民に直接お伝えすることが専門家としての責務だと考え、この見解をとりまとめています。この内容はあくまでも現時点の見解であり、随時、変更される可能性があります。

## 1. 感染拡大の防止に向けた日本の基本戦略

専門家会議では、日本で新型コロナウイルスに対応するための基本的な考え方を、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大の効果を最大限にするという方針とし、政府に助言をしてきました。その具体的な戦略は「クラスター（集団）の早期発見・早期対応」、「患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保」、「市民の行動変容」という3本柱であると考えています。この戦略は世界保健機関（WHO）の推奨する戦略とも一致しており、既にシンガポールや香港などで実施されているのと同様の戦略です。

一方、日本よりも急速に感染が拡大してしまった国では、日本のような戦略のみでは感染拡大を抑えることができず、人々の行動を大幅に制限する戦略を取らざるを得ない状況になっています。

日本では、医療機関が高い医療水準を誇っており、地方公共団体や保健所の高度な調査力があります。今後の感染拡大に備えて、これらの機関の体制を強化し、広域での連携や情報共有をすることは不可欠です。

そして、日本には、市民のみなさまの強い協力意識があります。この戦略を確実に実行するためには、市民のみなさま一人一人が二次感染を防ぐための行動にご協力いただくことも欠かせません。

我々が提案する基本戦略は、これらがそろって、はじめて実現できる戦略ですが、後述するように、日本の状況はこの戦略により感染拡大のスピードを抑えられる可能性もあります。そのため、専門家会議としては、当面の間、この戦略を強化すべきであると考えています。

## 2. 現在の国内の感染状況

現時点において、感染者の数は増加傾向にあります。また、一定条件を満たす場所において、一人の感染者が複数人に感染させた事例が、全国各地で相次いで報告されています。

しかし、全体で見れば、これまでに国内で感染が確認された方のうち重症・軽症に関わらず約80%の方は、他の人に感染させていません。また、実効再生産数（感染症の流行が進行中の集団のある時点における、1人の感染者から二次感染させた平均の数）は日によって変動はあるものの概ね1程度で推移しています。感染者や濃厚接触者の方々、地方公共団体や保健所の皆様、厚生労働省対策本部クラスター対策班の連携と多大な努力が実り、現時点までは、クラスター（集団）の発生を比較的早期に発見できている事例も出てきています。これは、急激なペースで感染者が増加している諸外国と比べて、感染者数の増加のスピードを抑えることにつながっています。

2月24日に公表した専門家会議の見解において、我々は、「これから1～2週間が急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際となります」と述べましたが、以上の状況を踏まえると、本日時点での日本の状況は、爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度、持ちこたえているのではないかと考えます。

しかしながら、感染者数は、一時的な増減こそあれ、当面、増加傾向が続くと予想されます。また、後述するように、感染の状況を把握するためには、約2週間程度のタイムラグを生じ、すべての感染状況が見えているわけではないので、依然として警戒を緩めることはできません。専門家会議としては、現在、北海道で行われている対策の十分な分析が完了し、さらに他の地域の状況の確認などをしたうえで、全国で行われている対策も含め、我々の考えを政府にお伝えしたいと考えています。

### 3. 重症化する患者さんについて

中国からの2020年2月20日時点での報告では、感染が確認された症状のある人の約80%が軽症、13.8%が重症、6.1%が重篤となっています。また、広東省からの2020年2月20日時点の報告では、重症者125名のうち、軽快し退院したものが26.4%、状態が回復しつつある者が46.4%となっています。

日本国内では、2020年3月6日までに、感染が確認された症状のある人366例のうち、55例(15%)は既に軽快し退院しています。重症化する患者さんも、最初は普通の風邪症状（微熱、咽頭痛、咳など）から始まっており、その段階では重症化するかどうかの区別をつけるのは、依然として難しい状況です。

日本では、死亡者数は大きく増えていません。このことは、限られた医療資源のなかであっても、日本の医師が重症化しそうな患者さんの多くを検出し、適切な治療をできているという、医療の質の高さを示唆していると考えられます。今後も死亡者数の増加を抑えるために、日本の医療提供体制を強化する必要があります。

重症化する患者さんは、普通の風邪症状が出てから約5～7日程度で、症状が急激に悪化し、肺炎に至っています。重症化する患者さんの場合は、入院期間が約3～4週間に及ぶことが多いです。

また重篤の方の場合は、人工呼吸器による治療だけでなく、人工心肺を用いた集中治療が必要になることがあります。

#### 4. 北海道における、「人と人との接触を可能な限り控える」対策について

北海道では、急速な感染拡大を収束に向かわせることを目的として、2020年2月28日に「新型コロナウイルス緊急事態宣言」が知事より示されました。道民のみなさまには、基本戦略への対応に加えて、現在、「人と人との接触を可能な限り控えること」にも多大なご協力をいただいています。

こうした対策の効果を検討するための最初のデータが得られるまでには、まだ時間を要します。この感染症の感染から発病に要する潜伏期間の平均値は約5日間であり、発病から報告までに要する平均時間は約8日間であることが知られており、我々が今日見ているデータは、その約2週間前の新規感染の状況を捉えたものであるというタイムラグがあるためです。そのため、北海道での対策については、北海道での緊急事態宣言から少なくとも約2週間後からでなければその効果を推定することが困難です。その後、複数の科学的な指標（感染者数の変化、実効再生産数、感染源（リンク）が明確な患者数）を用いて、約1週間程度かけて、この対策の効果を判断し、3月19日頃を目途に公表する予定です。

#### 5. 今後の長期的な見通しについて

国内での急速な感染拡大を抑制できたとしても、世界的な流行を完全に封じ込めることはできません。

先週まで報告が少なかった諸外国において、患者数が急増しています。これまで渡航の制限がなかった諸外国や国内の人々との間の往来や交流が既に積み重ねられています。しかし、全ての感染源（リンク）が追えているわけではないので、感染の拡大が、既に日本各地で起きている可能性もあります。よって、今回、国内での流行をいったん抑制できたとしても、しばらくは、いつ再流行してもおかしくない状況が続くと見込まれます。また、世界的な流行が進展していることから、国外から感染が持ち込まれる事例も、今後、繰り返されるものと予想されます。

新型コロナウイルス感染症は、人々が気づかぬうちに感染し、感染拡大に重大な役割を果たすという特徴があるため、クラスター（集団）を早期に発見し、早期に対応できる体制の確立が不可欠だと考えています。

今後、急速な感染拡大が予想される地域では、その地域ごとに「人と人との接触を可能な限り控える」対策を進め、収束に向かえば、比較的、感染拡大のリスクの低い活動から解除するなど、社会・経済活動の維持と感染拡大防止のバランスを取り続けるような対策を繰り返すことが、長期にわたって続くと予想されます。

WHOは、今回の新型コロナウイルス感染症の地域ごとの対策を考えるために、3つの異なるシナリ

オ (3Cs) を考えるべきとしています。つまり、それぞれの地域を 1) 感染者が他地域からの感染者に限定されている地域 (Cases)、2) クラスタを形成している地域 (Cluster)、3) 地域内に広範に感染者が発生している地域 (Community Transmission)、の 3 つに分類して対応を考えることが必要だとしています。また、WHO からそれぞれの地域の詳しい定義は提示されていませんが、厚生労働省のクラスター対策班でこれらの地域ごとの流行状況を決める指標とそれぞれのシナリオに応じた対策についての指針を作成しています。

専門家会議としては、この指針と北海道での対策の効果をもとに、全国各地での対応を検討し、報告する予定です。また、クラスター (集団) の早期発見・早期対応が長期的にわたって持続できる体制の整備が急務だと考えています。保健所については、労務負担を軽減すべく、帰国者接触者相談センターの機能について保健所以外の担い手を求めるなど、早急に人的財政的支援策を講じるべきだと考えます。また、地方公共団体や保健所の広域での連携及び情報共有が必要です。医療提供体制については、さらなる感染拡大に備え、対応にあたる一般医療機関や診療所を選定し、その体制を強化していく支援をすべきだと考えます。

#### 6. みなさまにお願いしたいこと

これまでに明らかになったデータから、集団感染しやすい場所や場面を避けるという行動によって、急速な感染拡大を防げる可能性が、より確実な知見となってきました。これまで集団感染が確認された場に共通するのは、①換気の悪い密閉空間であった、②多くの人が密集していた、③近距離 (互いに手を伸ばしたら届く距離) での会話や発声が行われたという 3 つの条件が同時に重なった場です。こうした場ではより多くの人が感染していたと考えられます。そのため、市民のみなさまは、これらの 3 つの条件ができるだけ同時に揃う場所や場面を予測し、避ける行動をとってください。

ただし、こうした行動によって、どの程度の感染拡大リスクが減少するかについては、今のところ十分な科学的根拠はありませんが、換気のない場所や人が密集する場所は、感染を拡大させていることから、明確な基準に関する科学的根拠が得られる前であっても、事前の警戒として対策をとっていただきたいと考えています。

専門家会議としては、すべての市民のみなさまに、この感染症との闘いに参加して頂きたいと考えています。少しでも感染拡大のリスクを下げられるよう、別添の「新型コロナウイルス感染症のクラスター (集団) 発生リスクが高い日常生活における場面についての考え方」を参考にいただき、様々な場所や場面に応じた対策を考え、実践していただきたいと考えています。どうかご協力をお願いいたします。

#### 事業者の方へのお願い

事業者の皆様におかれましては、既に感染拡大のリスクを防ぐために様々な対策をとっておられることと思いますが、別添の「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生のリスクが高い日常生活における場面についての考え方」を参考にしてください。そして、どのような対策を取っておられるかをぜひ積極的に市民に情報共有してください。そのことが市民にとって、施設や各種サービス等の利用しやすさの判断につながると考えています。どうかご協力をお願いいたします。

【感染拡大のリスクを防ぐための参考となるウェブサイト】

首相官邸「新型コロナウイルスお役立ち情報」

[https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus\\_info.html](https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_info.html)

厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue-fever\\_qa\\_00007.ht](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue-fever_qa_00007.html)

[ml](#)

以上



2020年3月9日

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生のリスクが高い  
日常生活における場面についての考え方」

新型コロナウイルスに対する地域での対策として、クラスター（集団）の発生を防止することが重要です。感染していると知らずに多くの人々と接触することで、感染を拡大してしまう可能性があります。そのため、感染拡大の機会を減らすために、多くの人々が接触するような機会をできるだけ作らないようにする必要があります。

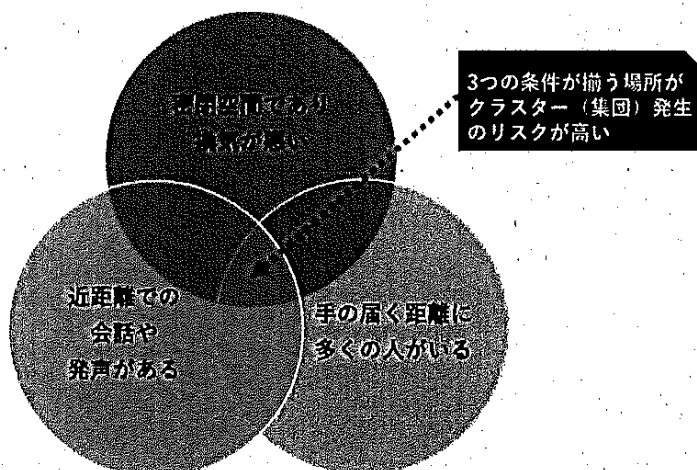
クラスター（集団）の発生のリスクの高い場面では、一人の感染者が多くの感染者を生み出し、それが大きなクラスター（集団）の発生につながる場合があります。海外では多くの人々が集まる行事に伴い大規模なクラスター（集団）の発生が報告されています。

この文章は、新型コロナウイルス厚生労働省対策本部クラスター対策班が分析した内容に基づき、専門家会議がクラスター（集団）の発生の防止に向けて、広く情報を共有することを目的としています。なお、これまでの知見、エビデンスは限られており、感染経路については不明な点も多く、適宜、変更される可能性があります。

これまでクラスター（集団）の発生が確認された場面とその条件

これまで感染が確認された場に共通するのは、①換気の悪い密閉空間、②人が密集していた、③近距離での会話や発声が行われたという3つの条件が同時に重なった場です。こうした場ではより多くの人々が感染していたと考えられます。

これら3つの条件がすべて重ならないまでも1つないし2つの条件があれば、なにかのきっかけに3つの条件が揃うことがあります。例えば、満員電車では、①と②がありますが③はあまりなされません。しかし、場合によっては③が重なることがあります。また、一連の活動のなかで多くの時間は3つ条件が揃わなくても、あるときにはそうした機会があることがあります。例えば通常の野外スポーツをしている際には3つの条件は揃いませんが、着替えやミーティングにおいては①から③の条件が重なることがあります。そのため、3つの条件ができるだけ同時に重ならないようにすることが対策となります。



また、上記の条件の他に、共用の物品を使用していたという場面もあります。こうした状況では接触感染がおこる場合があります。

これまで、換気の悪い閉鎖空間で人が近距離で会話や発語を続ける環境、例えば、屋形船、スポーツジム、ライブハウス、展示商談会、懇親会等での発生が疑われるクラスターの発生が報告されています。

なお、不特定多数が参加するイベントは、感染拡大のリスクが高いだけでなく、クラスターが発生したときに感染源の特定、接触者調査が困難となり、クラスターの連鎖につながるリスクが増します。イベントの特徴に応じて可能な場合には、主催者があらかじめ参加者を把握できているほうが感染拡大のリスクを下げるすることができます。

クラスター（集団）の発生のリスクを下げるための3つの原則

1. 換気を励行する：窓のある環境では、可能であれば2方向の窓を同時に開け、換気を励行します。ただ、どの程度の換気が十分であるかの確立したエビデンスはまだ十分にありません。
2. 人の密度を下げる：人が多く集まる場合には、会場の広さを確保し、お互いの距離を1-2メートル程度あけるなどして、人の密度を減らす。
3. 近距離での会話や発声、高唱を避ける：周囲の人が近距離で発声するような場を避けてください。やむを得ず近距離での会話が必要な場合には、自分から飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着するかします。

これらに加えて、こまめな手指衛生と咳エチケットの徹底、共用品を使わないことや使う場合の十分な消毒は、感染予防の観点から強く推奨されます。

以上

# 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 - 第2弾 - (ポイント)

令和2年3月10日  
新型コロナウイルス感染症対策本部

- ▶ 国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として万全の対応を行う（財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円）。
- ▶ 今後とも、感染の状況とともに、**地域経済及び世界経済の動向を十分注視し、必要な対策は躊躇なく講じていく。**

資料7

## (1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

### ◆感染拡大防止策

- ・ クラスター対策の専門家を地方公共団体へ派遣
- ・ 介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等の補助

### ◆需給両面からの総合的なマスク対策

- ・ ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、**マスクの転売行為を禁止**
- ・ **布製マスク2,000万枚を国で一括購入し、介護施設等に緊急配布**
- ・ **医療機関向けマスク1,500万枚を国で一括購入し、必要な医療機関に優先配布**
- ・ マスクメーカーに対する更なる増産支援

### ◆PCR検査体制の強化

- ・ PCR検査設備の民間等への導入を支援し、**検査能力を更に拡大(1日最大7,000件程度)**
- ・ PCR検査を**保険適用(公費補助により引き続き自己負担なし)**

### ◆医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速

- ・ 緊急時に**5,000超**の病床確保と人工呼吸器等の設備整備支援
- ・ AMED等の活用による**治療薬等の開発加速**

### ◆症状がある方への対応

- ・ 傷病手当金の円滑な支給に向けた取扱いの明確化、周知徹底

### ◆情報発信の充実

- ・ 政府広報等の活用等による、**わかりやすく積極的な広報**(典型的な臨床情報等)
- ・ **在留外国人、外国人旅行者**に対する多言語での適切迅速な情報提供

## (2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

### ◆保護者の休暇取得支援等

- ・ 正規・非正規を問わない**新たな助成金制度の創設(10/10、日額上限8,330円)**
- ・ 委託を受けて個人で仕事をする方も支援(一定の要件を満たす方：日額4,100円)

### ◆個人向け緊急小口資金等の特例

- ・ 緊急小口資金等の特例の創設(緊急小口**10万円→20万円**、無利子、償還免除等)

### ◆放課後児童クラブ等の体制強化等

- ・ 午前中から**放課後児童クラブ**等を開所する場合等の追加経費を**国費(10/10)**支援
- ・ **ファミリー・サポート・センター事業の利用料減免分を国費(10/10)**支援
- ・ **企業主導型ベビーシッター利用者支援事業**の3月の割引券上限引上げ(月24枚→120枚)

### ◆学校給食休止への対応

- ・ 臨時休業期間中の**学校給食費の保護者への返還要請**、国による費用負担支援
- ・ **給食調理業者、食品納入業者、酪農家等**へのきめ細かい各種支援

### ◆テレワーク等の推進

## (3) 事業活動の縮小や雇用への対応

### ◆雇用調整助成金の特例措置の拡大

- ・ 特例措置の対象を**全事業主に拡大**、対象の明確化(一斉休業等)、**1月遡及適用**
- ・ 特別な地域における助成率の上乗せ(中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3)等

### ◆強力な資金繰り対策 ※緊急対応策関連の金融措置：総額1.6兆円規模

- ・ 「**新型コロナウイルス感染症特別貸付制度**」を創設(**5,000億円規模**)し、金利引下げ、さらに**中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保**の資金繰り支援
- ・ 信用保証協会によるセーフティネット4号(100%)・5号(80%)、危機関連保証(100%)
- ・ **日本政策投資銀行(DBJ)**及び**商工中金**による危機対応業務等を実施し、資金繰りや国内サプライチェーン再編支援(**2,040億円**)
- ・ 民間金融機関における新規融資の積極的実施、既往債務の条件変更等を要請

### ◆サプライチェーン毀損への対応

- ・ **国際協力銀行(JBIC)**の「成長投資ファシリティ」等の活用(最大**5,000億円規模**)
- ・ **DBJ**による国内サプライチェーン再編支援(再掲)

### ◆観光業への対応

- ・ 魅力的な観光コンテンツ造成、多言語表示等、観光地の誘客先の多角化等支援
- ・ 事態終息後の官民一体となったキャンペーン等の検討

### ◆生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化

## (4) 事態の変化に即応した緊急措置等

### ◆新たな法整備(令和2年3月10日閣議決定)

- ・ 新型コロナウイルス感染症に**新型インフルエンザ等対策特別措置法**を適用

### ◆水際対策における迅速かつ機動的な対応

- ・ 上陸拒否・査証制限措置、検疫強化、感染症危険情報発出等の迅速かつ機動的な対応

### ◆行政手続、公共調達等に係る臨時措置等

- ・ **確定申告期限の延長(令和2年4月16日まで)**、**運転免許の更新の臨時措置等**
- ・ 公共工事等の柔軟対応(**工期の延長等**)や繰越の弾力的対応

### ◆国際連携の強化

- ・ WHO等による緊急支援への貢献

### ◆地方公共団体における取組への財政支援

# 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策

令和2年2月13日  
新型コロナウイルス感染症対策本部

## 1. 基本方針

- ▶ 何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に必要な対策は躊躇なく実行するとの方針のもと、与党等の提言も踏まえ、当面緊急に措置すべき対応策をとりまとめた。このため、今年度予算の着実な執行に加え、第一弾として予備費103億円を講じることにより、総額153億円の対応策を実行する。
- ▶ 今後も、事態の状況変化を見極めながら、政府一丸となって、予備費も活用して、国内感染対策、水際対策、また、観光業への対策等、緊急度に応じて、順次施策を講じていく。

## 2. 緊急対応策（主なもの）

資料7（参考）

### (1) 帰国者等への支援

#### ◆ 帰国者等の健康管理、感染拡大防止のための支援

- ・政府チャーター機による帰国者等及びクルーズ船ダイヤモンド・プリンセスの乗員・乗客の生活支援・健康管理に万全を期すための支援物資の配布等
- ・国の要請等に基づき、受入れに協力いただいた民間企業等に対する対応

船内の患者を病院へ輸送の様子



#### ◆ 帰国者等の円滑な社会復帰等のための支援

- ・国民への正確な情報提供
- ・PCR検査、健康診断等

#### ◆ 邦人の安全確保のための支援

### (2) 国内感染対策の強化

#### ◆ 病原体等の迅速な検査体制の強化等

- ・国立感染症研究所への多量検体検査システム等の緊急整備
- ・全国の地方衛生研究所の検査体制拡充支援
- ・新型コロナウイルス感染症の検査法の開発



PCR検査

#### ◆ 感染症指定医療機関等の治療体制・機能の強化

- ・国立国際医療研究センター等の治療法開発の加速化
- ・帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターの設置支援

#### ◆ 検査キット、抗ウイルス薬、ワクチン等の研究開発の促進

- ・簡易診断キット、抗ウイルス薬、ワクチン等の開発に早急に着手
- ・民間企業とも協力しつつ、予防・診断・治療法の開発につながる技術の確立
- ・感染症流行対策イノベーション連合への拠出を通じたワクチンの早期開発支援

#### ◆ マスク、医薬品等の迅速かつ円滑な供給体制の確保

### (3) 水際対策の強化

#### ◆ 全国の検疫所等の検査体制・機能の強化

- ・地方出入国在留管理局と検疫所との連携強化による厳格な上陸審査
- ・検疫官の応援等の体制強化等による検査体制の強化
- ・航空会社や旅客船事業者等に対する協力要請

#### ◆ 健康フォローアップセンターの体制整備による検疫機能の充実

- ・健康フォローアップセンターを中心とした自治体との連携、情報共有等の必要な体制の緊急整備

通訳を介した上陸審査の様子



#### ◆ 入国管理の更なる強化

- ・出入国管理及び難民認定法に基づく上陸拒否の対象となる地域、旅客船の包括指定による機動的な対応

### (4) 影響を受ける産業等への緊急対応

#### ◆ 国民及び外国人旅行者への迅速かつ正確な情報提供と風評対策

- ・JNTOによる訪日外国人旅行者に対する正確な情報発信
- ・厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）の設置
- ・宿泊事業者、観光協会等に対する適切な情報提供等

#### ◆ 観光業等の中小企業・小規模事業者対策等

- ・日本政策金融公庫等1,500億円の緊急貸付・保証枠を確保し、公庫等による貸付や信用保証協会によるセーフティネット保証により資金繰りを支援
- ・中小企業生産性革命推進事業等により、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資等を行う事業者を優先的に支援

#### ◆ 雇用対策

- ・雇用調整助成金の要件緩和

### (5) 国際連携の強化等

#### ◆ 感染症対策に係る国際支援

- ・分離したウイルスを研究開発用に無償供与
- ・アジア各国等への医療資機材等の供与・検査体制の充実への貢献
- ・各国地域との連携による国際的な感染動向の把握
- ・NPOなどによる国際貢献の支援

# 新型コロナウイルス感染症に伴う道内経済への影響に向けた道の対応

2020.3.10

経済部

## 1. 北海道経済への影響調査

### (1) 経済全般

- 道内経済への影響に関する緊急ヒアリング (2/26 発表)
  - ・道内 72 事業者及び 2 組合
- 影響の大きい業種の団体のヒアリング (3/3)
  - ・北海道ホテル旅館生活衛生同業組合、社交飲食生活衛生同業組合、北海道商店街振興組合連合会
- 企業経営者意識調査中間とりまとめ (3/10)
  - ・回答数 295 社

### (2) 観光関連

- 観光への影響に関する調査及び影響試算[第 1 弾] (2/7 発表)
  - ・1/14～31 の観光施設等のキャンセル状況の調査
  - ・中国からの団体旅行等が 3 月末まで禁止が続いた場合の影響額を試算
- 観光への影響に関する影響試算[第 2 弾] (実施中)

## 2. 道の対応状況

### (1) 事業者支援

- 本庁及び振興局に経営・金融特別相談室を設置
  - ・1/29 設置、3/7 から本庁は休日も対応
  - ・相談件数 325 件 [3/8 現在]
- 経営環境変化対応貸付【認定企業】
  - ・1/29 から、中小企業総合振興資金の中で最も金利の低い融資の適用を開始
  - ・融資のあっせん申し込み件数 31 件、5 億 7 千万円 [3/6 現在]
- 中小企業向け支援策の情報発信
  - ・道及び関係機関における支援策を道のホームページで順次公表
  - ・特別相談室を通じて、各種支援策を紹介
  - ・中小企業総合支援センターを通じて専門家による相談対応を実施
  - ・関係機関等との合同説明会は、開催時期を再調整中
- 金融円滑化に向けた金融機関への協力要請
  - ・中小企業の資金繰りに対する積極的かつ弾力的な融資の取り扱い、既往債務の返済に対する柔軟な対応などの要請を実施
  - ・2/28 土屋副知事が北洋銀行、北海道銀行へ要請
  - ・2/28 経済部長が北海道信用金庫協会、北海道信用組合協会へ要請
  - ・3/2 以降 総合振興局長が管内の信用金庫、信用組合へ要請

## (2) 雇用者支援

- 事業者や労働者からの相談に対応
  - ・ 社会保険労務士が対応する労働相談ホットラインや各振興局の中小企業労働相談所において相談に対応
  - ・ 新型コロナウイルスの影響に係る相談件数：11件（3/9現在）
- 勤労者福祉資金の保証料免除
  - ・ 中小企業で働く方や非正規労働者の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により休職を余儀なくされた方に対する融資の保証料を免除（3/5～）
- 支援制度の情報発信
  - ・ 道や労働局の支援制度をホームページで順次発信
- 北海道経済連合会など経済8団体への要請
  - ・ 従業員が安心して休むことができる環境や収入に配慮した病気休暇制度の整備などについて要請
  - ・ 2/26 知事から道経連への要請、ほか労働政策局長が経済7団体に要請

## (3) 国への要請

- 要請活動の実施
  - ・ 2/29 知事から首相等への要請
  - ・ 3/5 経済部長から関係省庁への要請
  - ・ 3/6 自民党道連、札幌市と連名で自民党本部への要請
  - ・ 全国知事会を通じた要請（2/5, 2/21, 2/25, 3/5）
- 主な要請項目
  - ・ 中小・小規模企業の金融支援強化
  - ・ 雇用調整助成金の要件緩和、特例措置の拡充
  - ・ 地域における消費喚起や観光需要回復のための対策 など

## (4) 経済団体との意見交換

- 道内経済への影響及び道の取組に関する意見交換
  - ・ 道経連及び道商連（3/9 土屋副知事）
  - ・ 経済6団体等（3/9 経済部長等）

# 新型コロナウイルス感染症に伴う道内経済への影響に向けた道の対応

2020. 3. 10

経済部

## 1. 北海道経済への影響調査

### (1) 経済全般

- 道内経済への影響に関する緊急ヒアリング (2/26 発表)
  - ・道内 72 事業者及び 2 組合
- 影響の大きい業種の団体のヒアリング (3/3)
  - ・北海道ホテル旅館生活衛生同業組合、社交飲食生活衛生同業組合、北海道商店街振興組合連合会
- 企業経営者意識調査中間とりまとめ (3/10)
  - ・回答数 295 社

### (2) 観光関連

- 観光への影響に関する調査及び影響試算[第 1 弾] (2/7 発表)
  - ・1/14～31 の観光施設等のキャンセル状況の調査
  - ・中国からの団体旅行等が 3 月末まで禁止が続いた場合の影響額を試算
- 観光への影響に関する影響試算[第 2 弾] (実施中)

## 2. 道の対応状況

### (1) 事業者支援

- 本庁及び振興局に経営・金融特別相談室を設置
  - ・1/29 設置、3/7 から本庁は休日も対応
  - ・相談件数 325 件 [3/8 現在]
- 経営環境変化対応貸付【認定企業】
  - ・1/29 から、中小企業総合振興資金の中で最も金利の低い融資の適用を開始
  - ・融資のあっせん申し込み件数 31 件、5 億 7 千万円 [3/6 現在]
- 中小企業向け支援策の情報発信
  - ・道及び関係機関における支援策を道のホームページで順次公表
  - ・特別相談室を通じて、各種支援策を紹介
  - ・中小企業総合支援センターを通じて専門家による相談対応を実施
  - ・関係機関等との合同説明会は、開催時期を再調整中
- 金融円滑化に向けた金融機関への協力要請
  - ・中小企業の資金繰りに対する積極的かつ弾力的な融資の取り扱い、既往債務の返済に対する柔軟な対応などの要請を実施
  - ・2/28 土屋副知事が北洋銀行、北海道銀行へ要請
  - ・2/28 経済部長が北海道信用金庫協会、北海道信用組合協会へ要請
  - ・3/2 以降 総合振興局長が管内の信用金庫、信用組合へ要請

## (2) 雇用者支援

- 事業者や労働者からの相談に対応
  - ・ 社会保険労務士が対応する労働相談ホットラインや各振興局の中小企業労働相談所において相談に対応
  - ・ 新型コロナウイルスの影響に係る相談件数：11件（3/9現在）
- 勤労者福祉資金の保証料免除
  - ・ 中小企業で働く方や非正規労働者の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により休職を余儀なくされた方に対する融資の保証料を免除（3/5～）
- 支援制度の情報発信
  - ・ 道や労働局の支援制度をホームページで順次発信
- 北海道経済連合会など経済8団体への要請
  - ・ 従業員が安心して休むことができる環境や収入に配慮した病気休暇制度の整備などについて要請
  - ・ 2/26 知事から道経連への要請、ほか労働政策局長が経済7団体に要請

## (3) 国への要請

- 要請活動の実施
  - ・ 2/29 知事から首相等への要請
  - ・ 3/5 経済部長から関係省庁への要請
  - ・ 3/6 自民党道連、札幌市と連名で自民党本部への要請
  - ・ 全国知事会を通じた要請（2/5, 2/21, 2/25, 3/5）
- 主な要請項目
  - ・ 中小・小規模企業の金融支援強化
  - ・ 雇用調整助成金の要件緩和、特例措置の拡充
  - ・ 地域における消費喚起や観光需要回復のための対策 など

## (4) 経済団体との意見交換

- 道内経済への影響及び道の取組に関する意見交換
  - ・ 道経連及び道商連（3/9 土屋副知事）
  - ・ 経済6団体等（3/9 経済部長等）